

baden 1959.

ボルンによるビスマルク失脚以後の国家社会政策研究およびラッソウとの共編で出版された大部の国家社会政策の資料集は、第2次大戦後に出されたこの領域における画期的な業績として注目されねばならない。ポザドフスキの社会政策は本書のなかでも中心的位置を占め、それだけに胆念な分析が試みられてはいるが、しかしこの時期における国家社会政策と全体の社会・政治との構造的関連については、とりわけ世紀転換期の「結集政策」との関連については十分に展開されていない。

付記 本論文は昭和61年度成城大学教員特別研究助成費による研究成果の一部である。

ポザドフスキの死(1932年10月23日 享年87才)後、生前の多彩な業績を讃え後世に伝えるため、小論文・論説を収集して一冊の本に纏めたのが本書である。巻頭に、かつてポザドフスキが敏腕をふるった国務長官のポストの後任者であるグリーザー(U. Grieser)の追悼演説が収録されている。

(6) Leopold von Wiese, Posadowsky als Sozialpolitiker—Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches, Köln 1909.

ジンメルの形式社会学を発展させて、「関係説(Beziehungslehre)としての社会学」を確立したレオポルト・フォン・ヴィーゼの初期の作品である。当時ハノーヴァー王立工科大学の経済学教授であったヴィーゼは、1909年にドイツ社会政策史における同時代史の研究として本書を発表し、つづいて翌1910年には社会学的社会政策論を基礎づけようと試みた労作『社会政策入門』(Einführung in die Sozialpolitik)を著わした。これによってヴィーゼは、ツヴィーデネックとともに社会学的社会政策論の創始者の一人に数えられるに至った。なお本書の末尾には、Bibliographie des Grafen Posadowskyが“Verwaltungs-archiv”から再録されている。

(7) Martin Schmidt, Graf Posadowsky—Staatssekretär des Reichsschatzamt und des Reichsamtes des Innern 1893—1907, Halle 1935.

シュミットのポザドフスキ研究は、前掲のヴィーゼのそれが同時代人の記録として丹念にポザドフスキの社会政策的足跡を辿ろうとしたのに対し、むしろ経済政治家としての側面からアプローチして利害諸集団の圧力を越えた官僚政治家ポザドフスキのリーダーシップを浮き上がらせようと試みている点に特徴がある。

(8-a) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz—Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890—1914, Wiesbaden 1957.

(8-b) Akten zur staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890—1914, herausgegeben von Peter Rassow und Karl Erich Born, Wies-

sekretärs des Innern vom 11. Dezember 1897 gegen angeblichen Missbrauch der Koalitionsfreiheit, Nach dem offiziellen stenographischen Bericht, Berlin 1898.

本書は、ドイツ社会民主党の機関誌『フォアヴェルツ（前進）』の編集によって、1897年12月11日付けの「団結の自由」に関する内務省長官ポザドフスキの発令に対する帝国議会の討論速記録を公刊したものである。社会民主党系の労働者への宣伝と討議資料としての性格を有しており、社会民主党からはベーベル、フィシャー、レギーン、ジンガー、ヴルムらの有力者の演説が収録されている。そのほかこのテーマをめぐる、ポザドフスキ（ライヒ長官）をはじめグラーフ・フォン・シュトルベルク＝メルニゲローデ（保守党）、フォン・カルドルフ、フォン・シュトウム＝ハルベルク（帝国党）、ヨルンス、シュパーン（国民自由党）、リーバー（中央党）、シュナイダー（自由思想家国民党）、パニック（自由思想家連合）らの発言も収められている。

(4) Vor und nach dem Krieg, Vortrag des Grafen Posadowsky, Kirchlich-soziales Heft Nr. 57, Leipzig 1918.

第1次大戦におけるドイツの敗北の年（1918年）に行われたポザドフスキの講演を収録した小冊子である。ポザドフスキはすでに政府の要職の地位から離れていたが、ここでは彼自身がその任に当たった戦前のドイツ社会政策を回顧しつつ、またイギリス、フランス、イタリアとの比較を試みながら、戦後のドイツ社会政策を展望している。この講演の後に「閉会のことば」として帝国議会議員ベーレンス（Franz Behrens）氏が述べたポザドフスキへの賛辞が掲載されている。なお、私はこの貴重な文献の所在を一橋大学の一条和生氏のご厚意により知ることが出来た。この機会に御礼申し上げたい。

(5) Arthur Graf Posadowsky-Wehner, Volk und Regierung in neuen Reich-Aufsätze zur politischen Gegenwart, Berlin 1932.

和40年10月), 第23号(昭和41年3月)。拙稿「ルール石炭鉱業の労使関係と1982年プロイセン鉱山法改正」(一)(二), 成城大学『経済研究』第44号(昭和48年12月), 第49号(昭和50年3月)。

- 10) Vgl. Hans Jürgen Teuteberg, *Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland — Ursprung und Entwicklung ihrer Vorläufer im Denken und in der Wirklichkeit des 19. Jahrhunderts* —, Tübingen 1961, S. 38ff.
- 11) Leopold von Wiese, *Posadowsky als Sozialpolitiker — Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches*, Köln 1909.

五 「ポザドフスキの社会政策」研究のための基本文献

(1) Arthur Adolf Graf Posadowsky-Wehner (Dr. jur., Landeshauptmann der Provinz Posen), *Geschichte des schlesischen uradeligen Geschlechtes der Grafen Posadowsky-Wehner, Freiherr von Postelwitz, nebst einem Anhang enthaltend Nachrichten über das Breslauer Pafrizier-Geschlecht von Wehner*, Breslau 1891.

本書は、ポザドフスキ自身によって書かれたポザドフスキ家の家系に関する研究書である。成城大学経済学部助教授 木村周市朗氏そのご厚意により入手することが出来た。ここに謝意を表したい。なお本書の末尾に、1890年までのポザドフスキ自身の生い立ちと活動の記録が掲載されている。

(2) Johannes Penzler (Hrsg.), *Graf Posadowsky als Finanz-, Sozial- und Handelspolitiker*, 4 Bände, Leipzig 1907, 1908, 1911.

本書には、1882年から1910年までのポザドフスキの議会演説をはじめとしてその他演説・講演の類が、全部で394本収録されており、ポザドフスキ社会政策の研究にとって不可欠の文献・資料であるということが出来る。本書の序文に編者ペンツラーによるポザドフスキの簡単な伝記が掲載されている。

(3) *Graf Posadowsky und die Koalitionsfreiheit vor dem Reichstag, Verhandlungen des Deutschen Reichstags über den Erlass des Staats-*

- schen Reiches 1890—1914, Wiesbaden 1957. カール・エーリヒ・ボルン, 鎌田武治訳 『ビスマルク後の国家と社会政策』法政大学出版局 1973年。
- 2) Peter Rassow und Karl Erich Born (hrsg. v.), Akten zur staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890—1914, Wiesbaden 1959.
 - 3) Eckart Kehr, Schlachtflottenbau und Parteipolitik, Versuch eines Querschnitts durch die innenpolitischen, sozialen und ideologischen Voraussetzungen des deutschen Imperialismus, Historische Studien, Heft 197, Berlin 1930, Kraus Reprint 197.
 - 4) Georg W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914—Die soziologischen Grundlagen der Aussenpolitik europäischer Grossmächte vor dem ersten Weltkrieg, 2 Bde., Zweite, durchgearbeitete und stark erweiterte Auflage, München 1963.
 - 5) Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871—1918, Deutsche Geschichte, hrsg. von Joachim Leuschner, Band 9., 3., durchgesehene und bibliographisch ergänzte Auflage, Göttingen 1977. ハンス=ウルリヒ・ヴェーラー, 大野英二・肥前栄一訳 『ドイツ帝国 1871—1918年』未来社 1983年。H. -U. Wehler, Zum deutschen Imperialismus von 1871—1918, Maschinenschrift 1977. 大野英二解題・早坂瑛訳 「ドイツ帝国主義 1871—1918」『思想』1977年6月。Hans Jürgen Kocka, Sozialgeschichte—Begriff — Entwicklung — Probleme, 2., erweiterte Auflage, Göttingen 1986.
 - 6) 大野英二 「ドイツにおける比較社会史の形成——ケーア, ハルガルテン, H. ローゼンベルク——」, 「『組織資本主義』論の問題点——比較社会史の研究動向——」(大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店, 1982年に収録)。
 - 7) Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871—1918, Deutsche Geschichte, hrsg. von Joachim Leuschner, Band 9., 3., durchgesehene und bibliographisch ergänzte Auflage, Göttingen 1977, S. 172—6. ハンス=ウルリヒ・ヴェーラー, 大野英二・肥前栄一訳 『ドイツ帝国 1871—1918年』, 未来社 1983年, 251—6ページ。
 - 8) Karl Erich Born, Wirtschafts-und Sozialgeschichte des Deutschen Kaiserreichs (1867/71-1914), Stuttgart 1985.
 - 9) 拙稿 「ベルレープシュの『新航路』社会政策——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」(上)(下), 成城大学『経済研究』第22号(昭

いと思うならば、この問題をそれぞれの時代を特徴づける社会構造的関連のなかで捉えられねばならないと考えるが、まさしくこの官僚政治家こそ、マックス・ウェーバーによってすでに指摘されたように、この時期のドイツの社会構造が生んだ特徴的な人間類型なのである。かつて私は、ビスマルク失脚当時の社会政策的問題状況をプロイセン商務大臣ベルレープシュの「新航路」社会政策に関する研究によって検討したが⁹⁾、「ポザドフスキの社会政策」に関する研究は、その続編として、世紀転換期の国家社会政策の担当者であったライヒ内務省長官の思想と実践についての考察である。ビスマルクの社会政策が、労働者への社会保険の贈物に対する代償として彼らから国家への忠誠心を要求したのに対し、ベルレープシュの「新航路」社会政策では、労働者の自立心を育成するために任意制労働者委員会の導入が図られた。しかしこの試みは結局は失敗したものの、やがてポザドフスキの社会政策において義務制労働者委員会の設置へと発展していき、今日の西ドイツの共同決定制度の先駆となった¹⁰⁾。そのほか、労働組合の権利能力の問題、職員層の増加にともなう社会保険の問題、家内労働の問題、産業負担と社会政策の停止の問題等その後の社会政策の歴史の中に繰り返し登場してくるこれらの社会政策的問題に対し、ポザドフスキの社会政策は、その対象を労働者問題から新中間層問題へと拡散させることによってその後の国家社会政策の方向を指し示すとともに、新しい社会学的社会政策論の成立を促したと考えられるのである。当時新進の社会政策研究家として学界に登場し、オッター・フォン・ツヴィーディネック＝ジューデンホルストと並んで社会学的社会政策論の創始者の一人に数えられたレオポルド・フォン・ヴィーゼが『社会政策家としてのポザドフスキ』¹¹⁾を執筆したのも、彼がポザドフスキの社会政策の中にその後の時代の社会政策的諸問題を先取りした視点を見いだしたからであった。

- 1) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz — Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deut-

の社会史研究の成果を利用し得なかったため、この時期の国家社会政策とそれを取り巻く政治的経済的情勢との関係については必ずしも十分把握されていない。ドイツ第二帝制史に関する研究は、ヴァイマル期のケーアの「結集政策」の研究³⁾、ハルガルテンの膨大な帝国主義研究⁴⁾にはじまり、とりわけ第2次大戦後の1960年代以降、西ドイツにおいてヴェーラーやコッカらによる「社会史」研究⁵⁾のもとで急速な発展をとげたことは、わが国でも知られている⁶⁾。そこでは、ドイツ第二帝制期の社会構造の特質を、独占資本とユンカー地主階級のインタレストの野合の中に見出し、その前近代的性格の解明に大きな成果を上げてきたばかりでなく、当時の国家社会政策についてはいわゆる「社会帝国主義」の観点から「支配の安定化ならびに支配の正当化の道具」⁷⁾として規定された。たしかにこれらの研究は、それまでの研究には見られない鋭さと説得力をもって第二帝制期の国家社会政策を帝国全体の政治のなかに位置づける視点を提示したが、しかしそれにも拘らず、同じ時期における国家社会政策の領域についてはその内的構造にまで掘り下げて捉えようとする試みは未だなされていないように思われる。最近のポルンの研究⁸⁾は、社会史研究の成果を取り入れて、ドイツ第二帝制期の経済・社会史全体の動きのなかで国家社会政策を捉えようとする試みを示したが、しかしポルンは、第1次世界大戦の始まりをドイツ近代史における政治史上および経済史上の一つの区切りとして捉えるという立場をとっているため、そこでは戦前の社会政策から戦時社会政策への連続性を認識するという視点がどうしても希薄にならざるを得ないように思われる。

そこで「ポザドフスキの社会政策」に関する研究では、ポザドフスキという一官僚政治家のパーソナル・ヒストリーについての考察を通じて、彼によって担われた国家社会政策をその時期の政治的経済的問題状況との関連のなかで捉え、そのほぼ10年後に始まる戦時社会政策の方向性を展望したいと考えている。われわれは、社会政策の主体と対象を統一的に捉えた

- 8) Vgl. Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871—1918, Deutsche Geschichte, hrsg. von Joachim Leuschner, Band 9, 3., durchgesehene und bibliographisch ergänzte Auflage, Göttingen 1977, S. 90ff. ハンス=ウルリヒ・ヴェーラー, 大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1871—1918年』未来社 1983年, 137ページ以下。
- 9) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』御茶の水書房 1973年, 64—5ページ。
- 10) 同上書, 102ページ。
- 11) H. Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat — Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890—1920), 1956, S. 10—11. 安世舟, 同上書, 80ページ以下。
- 12) Dieter Fricke, Zur Organisation und Tätigkeit der deutschen Arbeiterbewegung (1890—1914), Dokumente und Materialien, Dresden 1962, S. 212. 安世舟, 同上書, 112ページ。
- 13) Günther Griep, Die Entwicklung der deutschen Gewerkschaftsbewegung in der Zeit vom Fall des Sozialistengesetzes bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges, Zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung 1890—1914, Bd. 3, S. 44ff.
- 14) 一条和生「ドイツ家内労働者保護問題と社民派・改良派の協力体制——第1回全家内労働者保護会議の開催——」津田真澄・山田高生編, 前掲書, 262ページ参照。

四 むすび

ビスマルク失脚後の国家社会政策に関しては、1950年代の後半に公刊されたボルンの研究¹⁾が、その基礎をなす大部な資料集²⁾とともに、この領域における画期的な業績として評価されねばならない。ボルンの見方によれば、ビスマルク後の国家社会政策は、基本的な考え方としてはビスマルク社会政策の路線を踏襲したが、しかし帝国議会をはじめ政治的および経済的団体の社会的発言力の向上にともない、社会政策的情勢に変化を生じ、ビスマルクのそれとは異なった方向にむかった。われわれの「ポザドフスキの社会政策」に関する研究もボルンの研究に負うところ大であるが、それにしても、ボルンの研究はその後の1960年代に盛行を極める西ドイツ

であっても、固有の意味での政治指導者ではない。ウェーバーは、近代社会における「普遍的な官僚制化」への深い洞察のもとで、特殊ドイツに現れた問題のある人間類型としての「官僚政治家」の支配を批判した。「ビスマルク侯の退官以後、ドイツでは(精神的な意味での)「官僚」の統治するところとなったが、それというのも、ビスマルクが自分と並ぶ政治的頭脳の特主をことごとく排除してきたからである。」(Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland—Zur politischen Kritik des Beamtentums und Parteiwesens—*, Mai 1918, in: Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Dritte, erneut vermehrte Auflage, herausgegeben von Johannes Winckelmann, Tübingen 1971, S. 334ff. マックス・ウェーバー, 中村貞二・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府——官僚と政党への政治的批判——」(中村貞二・山田高生・脇圭平・嘉目克彦訳『マックス・ウェーバー 政治論集 2』みすず書房 1982年, 365—7ページ)。

- 4) ウェーバーはこの様な現象を「対外政治における官僚支配 (Beamtenherrschaft)」と呼んだ。Ebenda, S. 369ff. 同上訳, 404ページ以下。
- 5) Ebenda, S. 407ff. 同上訳, 443ページ以下。
- 6) Max Weber, *Die Lage der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland* 1892, herausgegeben von Martin Riesebrodt, Max Weber Gesamtausgabe I/3, 1. u. 2. Halbband, Tübingen 1984. Referat von Max Weber, *Die ländische Arbeitsverfassung*, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Bd. 58, 1893, S. 62—86.
- 7) 自ら「市民階級の一員」を名乗るマックス・ウェーバーはこうしたブルジョア階級の有様を「政治的未成熟」と呼び、次のように述べた。「ドイツの市民層の大きな部分にみられる政治的未成熟に対して責任があるのは、経済的理由でもなければ、他国民のほうに一日の長ある悪評高い『利害政策』でもない。その責任は彼らの非政治的な過去にある。」(Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik—Akademische Antrittsrede—*, 1895, in: Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, Dritte, erneut vermehrte Auflage, herausgegeben von Johannes Winckelmann, S. 20f. マックス・ウェーバー, 中村貞二訳「国民国家と経済政策——教授就任講演——」(中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳『マックス・ウェーバー 政治論集 1』みすず書房 1982年, 58—9ページ)。

いた諸階級のプレッシャー・グループ化が、ビスマルクの失脚後に政治の表面に登場し、帝国の政治を規定する要因となった。国家の側における官僚政治家の支配と社会の側における圧力団体の噴出が、ビスマルク失脚以降の時代を特徴づける要因となったが、まさしくこのような国家と社会の取り合わせこそ、この時期における国家社会政策を、諸階級の利害を越えた「官僚的中立性」の立場から、諸階級の利害の調整と国家への統合の問題として登場せしめたのであった。

- 1) Verfassung des Deutschen Reiches vom 16. April 1871, in: Günther Franz (Hrsg.), Staatsverfassungen—Eine Sammlung wichtiger Verfassungen der Vergangenheit und Gegenwart in Urtext und Übersetzung, 2. erweiterte und ergänzte Auflage, München 1964, S. 168—191. 帝国憲法の解説文献としては、E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. III, Stuttgart 1963, S. 809ff. 山田晟『ドイツ近代憲法史』東京大学出版会、1963年、51ページ以下。飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男『ドイツ現代政治史——名望家政治から大衆民主主義へ——』ミネルヴァ書房、昭和41年、120ページ以下。
- 2) Paul Grebe, Bismarck und der Bergarbeiterstreik vom Mai 1889, in: Historische Zeitschrift, Bd. 157 (1938), S. 86-8. Max Jürgen Koch, Die Bergarbeiterbewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelms II. (1889—1914), herausgegeben von der Kommission für Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien in Bonn, Düsseldorf 1954, S. 42ff. 拙稿「ベルレプシュと『新航路』社会政策（上）——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」成城大学『経済研究』第22号（昭和40年10月）、212—221ページ。
- 3) 「官僚政治家」とは、この時代の政治批判家としても著名であった社会学者マックス・ウェーバーの用語法から導出した概念である。ウェーバーによれば、官僚と政治的指導者の相違は、官僚が上司の命令をあたかも自分の本来の信念と一致しているかのごとく遂行することで自らの職務に対する責任を果たすのに対し、政治的指導者は自分の信念と決断によって行動し、その結果に対し責任を持つという点にある。従ってもしある政治指導者が、官僚階層の出身で、「自分の仕事を勤務規則と命令に従って義務的に誠実に遂行するのに慣れた男」であるならば、この者は「官僚政治家」

以後の帝国議会選挙結果をみると、1893年のさいの得票数1786,700票、44議席から、選挙の度毎に票数、議席数ともに伸ばして、ついに第1次大戦前の最後の選挙(1912年)では得票数4250,400票、110議席と全政党中最高の得票数と議席数を数えるほどになり¹⁰⁾、いわゆる「国家の中の国家」として反政府の一大勢力を形成した。こうしたドイツ社会民主党の躍進に対応して、その傘下の労働組合——1875年以降、「自由労働組合(Freie Gewerkschaften)」と呼ばれていた——も、それぞれの職業別組織を基礎に勢力を拡張した。社会主義者鎮圧法のもとでも「自由救済金庫(Freie Hilfskassen)」、あるいはそれと結びついた「同業者協会(Fachverein)」という形で存続し、1884年には織物工組合、仕立職人組合、石工組合、靴工組合、タバコ製造工組合、金属工組合の中央団体が生まれた¹¹⁾。社会主義者鎮圧法が撤廃された1890年には、自由労働組合は58の中央団体と約30万人の組合員を擁するまでになった。この年の11月にカール・レギーン(Carl Legien, 1861—1920)が自由労働組合の中央指導機関として総務委員会を創設して、その指導に当たったが、その後自由労働組合の組合員数は、1900年の68.0万人、1907年の186.6万人、1913年の254.9万人と増加した¹²⁾。但し自由労働組合は、社会民主党とは異って、当初からイデオロギー団体というよりも圧力団体としての性格を前面に打ち出しており、しばしば政府に対し社会政策的要求を掲げて、その実行を迫った。1869年に設立された自由主義系のヒルシュ・ドゥンカー組合も、1899年9月に中央党傘下のカトリック系労働組合を中心に結成された「キリスト教労働組合総連盟(Gesamtverband der Christlichen Gewerkschaften)」も、ともに圧力団体としての役割を担って登場したのであった¹³⁾。また、1901年には国際労働者保護立法連盟(Internationale Vereinigung für gesetzlichen Arbeiterschutz)のドイツ支部として社会改良協会(Die Gesellschaft für Soziale Reform)が発足し、社会政策的要求の中心的組織となった¹⁴⁾。

こうしてビスマルクの時代には彼の強力な政治指導によって抑えられて

ツ手工業者同盟 (Allgemeiner Deutschen Handwerkerbund)」も圧力団体として、手工業者法を成立させるのに力があつた。この他に1890年代以後、「全ドイツ連盟 (Alldeutscher Verband)」(1891—1939)、「ドイツ艦隊協会 (Deutscher Flottenverein)」(1898—1934)、「ドイツ国防協会 (Deutscher Wehrverein)」(1912—1935)等の扇動団体が、大衆の動員組織として次々と成立し、国家官僚や軍部の政策へ強力な影響を發揮するようになった⁸⁾。

ドイツ工業の急成長に対応して大量の労働者が工業地帯に集中し、そこでは労働運動が盛んになった。帝国創設当初、ビスマルクは1871年3月のパリ・コミューンの危険を予感して、ドイツ国内の労働運動に対し弾圧政策をもつてのぞんだが、これに対抗して労働運動の側も、ラサール派とアイゼナッハ派が1875年5月にゴータに合同し、新しくドイツ社会主義労働者党として発足した。しかしそれも束の間、1878年の社会主義者鎮圧法によって徹底的に弾圧され、この法律が廃止されるまでの12年間、ドイツにおける社会主義運動はいわば「冬の時代」を迎えたのであつた。しかしそれにも拘らず、この政党は非合法化されたわけではなかつたので、帝国議会選挙のさいには多くの得票と議席数を獲得した。因みに、1878年の選挙では得票数437,000票、議員数9名であつたが、1890年2月の選挙では、得票数1427,300票、議員数35名に増加した⁹⁾。同年9月30日に帝国議会において社会主義者鎮圧法の再延長が決まつた後、ドイツ社会主義労働者党は同年10月のハレ大会においてドイツ社会民主党と改称し、その後この政党が辿つた宿命的な道程の出発点に立つた。この党は、その綱領およびイデオロギーにおいては紛れもなき革命政党であつたが、その実践においては議会政党として帝国議会および地方議会の選挙のさいに改良主義的要求を掲げて得票数・議席数の獲得を目指した。その結果、マルクス主義的革命路線の修正をめぐるカウツキーらの正統派とベルンシュタインらの修正派の間で激しい論戦が繰り広げられ、ついには第1次大戦開戦時における戦時公債の協賛にいたつたことはよく知られているところである。1890年

対抗して原料と販路を求めて帝国主義的な膨張政策に転化していった。しかしドイツ・ブルジョアジーは、プロイセンのユンカー階級に代ってドイツ帝国の政治の実権を掌握出来るほどの経済的実力を獲得したにも拘らず、経済的利益追求にのみ終始して、前近代的なユンカー階級の政治支配に甘んじていた。かつて帝国統一期に、ドイツのブルジョアジーは自由主義と国内市場の統一を要求してビスマルクと闘ったが、しかしこの要求を実現したのは、ブルジョアジー自身の力ではなく、むしろビスマルクとプロイセン・ユンカーの軍事力であった。ドイツ・ブルジョアジーの一派（進歩党）は、自由主義の立場を堅持してビスマルクの権力政治に批判的に対峙したのに対し、他の一派（国民自由党）は、ビスマルクの権力政治に妥協し、その与党として帝国の経済的な庇護のもとにおかれた。彼らの政治的自立性は、ビスマルクの支配の時期にそのポナパルティズムの権謀術数によって奪われ、まさしく今日の用語法に従えば、「エコノミック・アニマル」として経済的利益追求にのみ精を出し、イギリスのブルジョアジーのように自ら政治的権力を掌握しようという意欲を示すことがなかった。彼らは、社会主義勢力の急上昇に対する恐怖からユンカー階級への接近をはかろうとする一方で、ビスマルク失脚以降は他力本願的に新しい独裁者の出現を待ち望んでいるような有様であった⁷⁾。とりわけ鉱山業・鉄鋼業の大独占資本家は、いわゆる「ヘル・イム・ハウゼ (Herr-im-Hause)」として自己の経営の労働者に対し権威主義的支配を行った。重工業と鉱山業の経営者たちは、1876年に職能団体的代表として「ドイツ産業家中央連合 (Zentralverband Deutscher Industrieller)」を組織し、まず1878年のビスマルクの保護関税政策の形成にさいし圧力団体としての役割を果たしたが、その後も特に1890年以後1919年のドイツ帝国の敗北とともに解散するまで、ドイツの重工業の総本山として政治過程に大きな影響を持ったのであった。これと競争関係にたつ「産業家同盟 (Bund der Industriellen)」が、1895年に輸出向け軽工業と完成品工業を代表する組織として発足した。また「全ドイ

てその後には日雇農業労働者を雇い入れたり、あるいは安価な労働力を求めてポーランドからスラブ系の季節農業労働者を積極的に受け入れる等によって今や資本主義的農業経営者としての道を歩み始めていた。ユンカー＝インストロイテ関係は崩壊し、インストロイテも身分的主従的關係を拒否し「自由」を求めてユンカー経営から西部の工業地帯へ流出していった。ユンカーもまた、死にもの狂いの経済闘争に従事する農業資本家に化していた。ユンカー階級の経済的困窮はビスマルク統治下で次第に進行していったが、とりわけ決定的な打撃となったのは、彼らの政治的代表と見られていたビスマルクが失脚したことと、併せてビスマルクに代って帝国宰相の地位に就任したカプリーヴィのもとですすめられた通商条約の自由化政策であった。こうしてビスマルク失脚以降、ユンカー階級の危機感は急速に高まり、ついに彼らは結束して1893年にベルリンのテリヴォリ・ホールにおいて「農業家同盟 (Bund der Landwirte)」を結成した。この組織は、農業保護関税引き上げのための圧力団体としてその後の帝国政治に大きな影響を与えた。

以上のごとくドイツ農業が慢性的不況に陥りつつあった時、ドイツ工業は、イギリスよりもはるかに遅れて産業革命を経験したにも拘らず、否むしろいわゆる「後発資本主義の利点」を生かして早々と技術的基礎を確立し、1879年のビスマルクの保護関税政策のもとで急成長を遂げた。とりわけルール地方、ロートリンゲン、上シュレージエンに集中して存在した石炭鉱業および鉄鋼業はその生産を飛躍的に発展させ、ドイツ重工業の基礎を築いた。また新興の化学工業も電気工業も少数の巨大企業に集中し、1870年代の大不況期を通じて形成された大銀行と結んで海外進出の機を窺っていた。因みに、ドイツ銀行は1893年にアナトリア鉄道の利権を獲得し、海外業務にのりだした。海運業も商船団を組織し、ドイツ工業に海外進出の便宜を与えた。ビスマルク時代に控え目に始まったドイツの植民地政策も、1890年代にはいると、国家的支援のもとで急速に拡張し、イギリスに

けドイツ帝国統一の偉業を成し遂げ、第二帝制期を通じて政治的支配階級の地位を維持し続けたプロイセンのエルベ河以東に生息するユンカー（地主）階級の経済的没落が、ビスマルク失脚以後の政治情勢に大きな影響を与えた。マックス・ウェーバーの研究によれば⁶⁾、帝国統一期以前からプロイセンのエルベ河以東の農業地帯は、ヨーロッパの穀倉地帯として小麦を生産し、イギリスをはじめ各地に大量の小麦を供給していたが、この地のユンカー経営は、大土地所有者であるユンカー（Junker）とそのもとで主に賦役労働に従事するも、若干の小農地を与えられて小麦生産を行うインストロイテ（Instleute）とによって営まれていた。この両者の関係をユンカー＝インストロイテ関係といい、身分的な主従関係と穀物市場に対する利害共通性という二重の強い絆によって結ばれていた。この関係のもとで、ユンカーは農業貴族として政治的指導者階級としての資質を育ててきたし、インストロイテはユンカーと誠実義務関係で結ばれた家臣のような関係におかれていた。そしてこの関係こそ、戦場にまで持ち込まれて、ユンカーの将校とインストロイテの兵卒という関係として当時世界最強と言われたナポレオン軍を撃破し、さらにはプロイセンのユンカーをして帝国統一の偉業をなさしめた原動力となったのであった。しかしながら、帝国統一を成し遂げたまさしくその同じ時期から、ユンカー階級の経済的没落が始まった。産業革命の影響の結果、交通手段の技術的發展に伴い輸送量の飛躍的増加が見られたが、とりわけ海上輸送によるアメリカの安い小麦のヨーロッパ穀物市場への流入は、東エルベのユンカー経営をヨーロッパの穀倉地帯という地位から追い落としただけでなく、以後第二帝制期を通じてそれは慢性的農業不況に苦しむことになった。ビスマルクを支え帝国統一に貢献した東エルベのユンカー階級は、ビスマルク失脚後も帝国政治の担い手として政治的支配階級にとどまったが、しかし経済的には没落の道をたどりつつあった。彼らは政治的支配階級としての生活を維持するために、換金作物として砂糖大根の栽培に転向したり、インストロイテを追い出し

ウェーバーは、この第9条の兼任禁止規定の廃止による議院内閣制の確立を主張したが⁵⁾、それは帝国議会の諸政党が地方の利害を吸い上げ、国政に反映させるという意味で、「議会主義化」の軌道の中へ分離主義を導入し、健全な連邦主義を育てるという要求に通ずるものであった。ビスマルク失脚後の国内政治を規定したもう一つの問題は、帝国議会にあった。帝国議会の諸政党は相変わらず国政に参加する道が閉ざされ、その結果議論のレベルは低かったが、しかしビスマルク失脚後の帝国政府の弱体化のもとで帝国議会の存在はますます重みを増していった。帝国政府は、とりわけ1890年以降選挙の度毎に得票数と議席数を大幅に伸ばしてきた社会民主党の躍進に対抗して、なんらかの形で他の諸政党の結集を図らねばならない羽目に追い込まれざるを得なくなったが、そのさいとくにキャスティング・ボートを握った中央党の去就がその時どきの政策決定に一定の役割を果たすようになったことは看過されてはならない。

こうしてドイツ第二帝制期の国家機構は、ビスマルク失脚以後、その外枠はそのまま維持されていたものの、強力な政治的支柱を失い、その結果、様々な利害関係が帝国政治の舞台にストレートに登場するようになってきた。今や国家の担い手となった官僚政治家は、それ自身の権力利害の見地から一切の経済的利害集団や政党からの中立を装いつつ、それらの諸利害の対立に対する調整的機能を担うよう努めた。この点こそビスマルクの政治とビスマルク後の政治とを分ける基本的な点であり、ベルレープシュからポザドフスキへと連なる国家社会政策の展開もこの限界のなかで動いていたと考えられるのである。

ところで、以上のような国家の担い手の側の変化に対応して、というよりもそうした変化を促した社会の側にこそより大きな変化が見られた。しかもそれは、政治の変化が急激に訪れたのに対し、ビスマルク統治のもとで徐々に変化を開始し、彼の失脚後に社会の表面に現れはじめた。とりわ

たがる人物であったが、その都度の気ままな発言を帝国宰相も各省長官も——これこそ官僚政治家の特性であるが——なんら制止することなく、それがストレートに政治の表面に現れて、ビスマルク失脚以後のドイツの外交政策の失敗の要因となった⁴⁾。国内政策についても事態はほぼ同じであった。前述のように、ルール鉱山労働者ストライキのさいにヴィルヘルム二世は、ビスマルクの強硬路線に対する対抗意識から労働者宥和策をとり、ベルレープシュの「新航路」社会政策へ道を開いたが、しかしそれも東の間、その効果が現れないと見るや今度は反動的労働政策（「転覆法案」）に転じ、帝国議会内外の自由主義者と社会主義者の反撃を招いた。このようなヴィルヘルム二世の統治についてしばしば「親政」と呼ばれたが、その気ままな発言に帝国宰相も各省長官も振り回され、この期の国内政治の不安定要因となった。さらに帝国政府とプロイセン政府、そしてこの両者と諸支邦の関係についても、ビスマルクの時代にすべて旨くいっていた訳ではなかったが、しかしビスマルクという強力な支柱を失って以後ははるかに鋭い形で亀裂が生じはじめた。例えばカプリーヴィは帝国宰相の任期中にプロイセン首相の地位を辞任したし、後任の帝国宰相ホーエンローエはもはやプロイセンの出身ではなかった。中央政府の弱体化に対応して諸支邦政府および邦議会から連邦分立主義の要求が高まり、ほとんどヴァイマル期に入るまで帝国政府はこの要求に揺さぶられることになる。同時代の政治批判家としてマックス・ウェーバーは、そうした帝国政府の弱さ、つまり帝国政府が中央集権的立場から諸支邦の分離主義を抑えることが出来ない弱さを帝国政府と帝国議会との関係のなかに見だしていた。ビスマルク憲法第9条の規定では、帝国議会の議員は帝国官吏（帝国宰相および各省長官）への兼任が禁止されていたが、そのため帝国議会の政党指導者が国政の指導者として活躍しようと思えば、彼は自らの政党を離れなければならず、従ってその政治的影響力を失わねばならなかったし、逆に政党指導者として留まろうと思えば、国政への参加を断念しなければならなかった。

敗であったことを白日のもとに曝したのであった。このストライキの收拾策をめぐって、徹底的な弾圧策をもって臨むべしとするビスマルクと労働者宥和策によって労働者の意を迎えようとした若きヴィルヘルム二世との対立は、やがてビスマルクの退陣へと発展していったが²⁾、上述のように第二帝制の国家機構がビスマルクという政治家をその中枢に据えることによってはじめて有効に機能することが出来たという事情を考えると、まさしくそのビスマルクの失脚こそ帝国政治の内的変質の開始を告げたのであったと言うことが出来る。

ビスマルク失脚以降、帝国政治の舵取り役を担当したのは、虚栄心の強い若きカイザー・ヴィルヘルム二世とその下で政務に従事する「官僚政治家」³⁾であった。今やビスマルクの老練な権謀術数に代って、ヴィルヘルム二世の虚栄と大言壮語の政治が始まった。ヴィルヘルム二世の下で帝国宰相の地位に就いたのは、官僚出身の政治家カプリーヴィであり、そのもとで社会政策を担当したプロイセン商務大臣ベルレープシュも議会になんら足場を持たない官僚政治家であった。カプリーヴィの後任者ホーエンローエも、またその後任のベートマン＝ホルヴェークも、さらにこの両者のもとで社会政策を指導したライヒ内務省長官ポザドフスキも官僚政治家であった。ビスマルクはその在任中確かに議会政党を一段低く見ていたところがあったが、しかし彼自身は、若い頃フランクフルト議会で政治的訓練を受けた政治家であったのに対し、ビスマルクの後に政権を担当した人たちは、すべて議会での政治的訓練を受けたことのない、ただ上からの命令を忠実に実行することに慣れた官僚であった。ドイツ第二帝制期の国家諸機構は、ビスマルクという卓抜な政治家によってはじめて互いに有機的に結びつき、バランスよく機能することが出来たのであったが、この帝国の中枢機関が政治的訓練を受けていない官僚政治家によって占められることになったため、そこから様々な問題が噴出し始めた。

若きカイザー・ヴィルヘルム二世は、海軍将校気どりで自分を目だたせ

の第3の特徴をなすのである。帝国議会には、保守党から、自由主義政党の左派と右派、カトリックの政党である中央党、社会主義政党にいたるまで様々な党派の代表が選出されていたが、積極的な意味で国政への参加が閉ざされていたため、討議のレベルは低く、利権と官職扶持を求めて陰謀が渦巻いており、言ってみれば政党の圧力団体化が進行していたのである。しかしそれにも拘らず、帝国議会は、連邦参議院とは異なり、全ドイツ国民の世論の代表として帝国政治のなかで他に置き換えることが出来ない役割を担っていた。従っていかにビスマルクといえども、帝国議会諸政党の意向を無視しては政治を行うことが出来なかったばかりでなく、むしろ当初から帝国議会の多数派工作に意を用いざるを得なかったのである。

以上のようにドイツ第二帝政期の国家機構としての連邦参議院と帝国議会、ドイツ皇帝と帝国宰相・各省長官、プロイセン邦と諸支邦が、それぞれに緊張関係をはらみながらも、全体としてのバランスを維持することが出来たのは、まさしくビスマルクというポナパルティズム的統治技術を駆使する政治家が帝国宰相として、プロイセン首相として、そして連邦参議院の議長として全機構の中枢に存在していたという事情による。ビスマルクの政治は、帝国議会内の有力政党をスケープゴートに仕立て上げ、他の諸政党を思いどおりに操縦しようとした。例えば帝国統一当時は、文化闘争によってカトリック中央党を、1880年代は社会主義政党を攻撃することによって、自由主義勢力と保守派勢力の結集を図ると同時に、諸支邦に対するプロイセン邦の優位と帝国の支配を確立しようとした。ビスマルクの社会政策を象徴的に表現するのにしばしば用いられる「飴と鞭」の政策も、社会主義者鎮圧法によって社会主義者を国外追放し、社会保険政策によって労働者を帝国の側に獲得しようとする彼一流のポナパルティズム的統治手段に外ならなかった。しかしこうしたビスマルクの統治方法の矛盾が1880年代の末ごろから次第に顕在化し、ついに1889年に発生したルール鉱山労働者の大ストライキは、ビスマルクのこれまでの社会政策が結局は失

造のもとでは、全体を纏めていくことが出来るようなすぐれた政治家が卓抜な手腕を発揮しない限り、一貫した政策が行われることは困難であった。そしてその手腕を発揮したのが、ドイツ皇帝の後楯を得て、その権威を最大限に利用するとともに、卓抜なボナパルティズム的統治技術を駆使した帝国宰相ビスマルクその人であった。

帝国憲法を特徴づける第2の要素は、ドイツ皇帝と帝国宰相ビスマルクの優越的地位である。ドイツ皇帝は、プロイセン王が就任することによって連邦国家の首長としての地位に就き、対外的にはドイツ帝国を代表して宣戦布告、条約締結を行うと同時に、対内的には連邦参議院と帝国議会の開会と閉会を宣し、帝国官吏の任免、陸海軍統帥権などの権限を有していた。しかし初代のドイツ皇帝ヴィルヘルム一世は、実質的な統治権をすべて帝国宰相ビスマルクに委ね、背後から彼を支える役に徹したため、むしろビスマルクは絶大な権力を握って内外の政治に対処することが出来たのであった。そのビスマルクが就任した帝国宰相(Reichskanzler)の地位は、プロイセン首相を兼任し、さらに連邦参議院の議長職をも勤めるといふ、まことに帝国の国家機構の中樞に位置するものであった。従ってこの国家機関は、連邦参議院を支配することによって維持される帝国内でのプロイセン邦の圧倒的優位のもとで、帝国政府を確立していこうとする中央集権主義的方向を目指していたのである。ドイツ帝国の国家機構のなかで中央集権主義的方向を目指しているもう一つの機関は、帝国議会(Reichstag)であった。帝国議会は、全ドイツの成人男子25歳以上の有権者によって選出され、外見的には政党の集合体としての議会制度の形をとりながらも、しかし実質的には法案の最終採決権も持たず、また議院内閣制も持たない単なる審議団体にすぎない代物であった。それは、帝国統一期にビスマルクが自由主義者の要求をかわし、第二帝制の恥部を覆い隠すために作り出したいわゆる「いちじくの葉」に外ならなかったが、まさしく議院内閣制を持たず、お喋りするだけの無力な議会の存在こそ、ビスマルク憲法体制

して、行政部門における帝国宰相と各省長官，その下で業務に従事する帝国官僚と，立法部門における連邦参議員と帝国議会から成っており，少なくとも外見上では立憲君主国の体裁をとっていた¹⁾。しかしその内実は，普墺戦争と普仏戦争におけるプロイセン邦の勝利と南ドイツ諸邦の糾合という歴史的経過を反映して，連邦主義と中央集権主義，君主主義と議会主義という極めて複雑な重層構造をなしていた。まずこの国家機構を最も特徴的に代表している連邦参議院 (Bundesrat) について述べよう。ドイツ帝国が最大の邦たるプロイセンを筆頭にバイエルン，ザクセン等の中規模邦，さらに小邦をすべてあわせて全部で22の邦 (君主国) と3自由市から成る連邦国家であったという事情から，帝国立法の最高議決権を有していた連邦参議院は，それぞれの邦政府によって派遣される代表 (使節) から構成される一種の使節会議という性質を持っていた。各支邦にはそれぞれに一定の投票数が割り当てられており，プロイセン邦17票，バイエルン邦6票，ザクセン邦，ヴェルテンベルク邦各4票，バーデン邦，ヘッセン邦各3票，その他2邦が各2票，17邦が各1票となっていた。この場合プロイセン邦の17票は，連邦参議院における憲法改正案を妨げるのに必要な14票 (帝国憲法第78条) を上回るものであるとともに，その17票と小邦の票を合わせると，連邦参議院の過半数を確実にコントロールできるように配慮されていたのである。連邦参議院においてこうしたプロイセン邦優位の連邦主義的性格が保持されたことは，帝国政治のうえに様々な形で反映した。それは，一方ではプロイセン邦を盟主として諸支邦が結束して共通の君主主義的・保守主義的利益をまもるという仕方で，他方ではプロイセンの覇権に対し諸支邦が分立主義 (Partikularismus) の要求をもって対抗するという仕方で現れた。このようなプロイセン邦と他の諸支邦とのアンビヴァレントな関係のうえに，帝国政府という形式上は諸邦から相対的に自立しているが，しかし実質的には——少なくとも当初は——プロイセン邦政府の出先機関のような統治機関が諸政策を立案することになっていたが，そのような構

Dritte, erneut vermehrte Auflage, herausgegeben von Johannes Winckelmann, Tübingen 1971.) の諸論文を見よ。

弟のアルフレート・ウェーバーについては、兄マックスとともに参加した社会政策学会ヴィーン大会での討論 (Alfred Weber, Debattenrede auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik in Wien 1909 zu den Verhandlungen ‘Über die wirtschaftliche Unternehmungen der Gemeinden’, in: Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 132, Leipzig 1910, S. 238–248) のほか、戦争の前年に発表した「社会政策の新方向？」 (Alfred Weber, Neuorientierung in der Sozialpolitik ?, in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 36., 1913, S. 1–13), 「官僚制化と黄色労働組合運動」 (Alfred Weber, Die Bürokratisierung und die gelbe Arbeiterbewegung, Vortrag, gehalten am 26. April 1913 vor der Gewerkschaftskommission Berlin und Umgegend, in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 37, 1913, S. 361–379) 等がある。『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の著者として著名なフェルディナント・テニエスは、1896年から97年にかけて行われたハンブルク港湾労働者の大争議に関する研究家でもあった。(Ferdinand Tönnies, Hafenarbeiter und Seeleute im Hamburg vor dem Strike 1896/97, und Hamburger Strike vom 1896/97, in: Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, 10. Bd., Berlin 1897, S. 173–238 u. S. 643–720.)

三 ビスマルク失脚後の国家と社会

現代社会政策論の先駆けとも言うべき社会学的社会政策論が登場してくる1900年前後の状況は、1870年代はじめの帝国統一期に若い経済学者たちが社会政策学会 (Verein für Socialpolitik) に結集し、「社会政策の倫理派」として旗揚げした時期とは本質的に異なる問題の前に立たされていた。以下においてわれわれは、まず1871年ドイツ帝国統一によって成立したビスマルク憲法体制¹⁾の構造と、ビスマルク失脚以後その外枠を維持しながらも内的変質を経験した国家と社会の様態について、1890年以降の国家社会政策の展開を規定した要因として考察することから着手したい。

ビスマルク憲法体制下における帝国の国家機構は、ドイツ皇帝を頂点と

- 』お茶の水書房，1983年，179—198ページ）。美崎皓「西ドイツ総合社会政策思想と日本的福祉社会論」（西村・木村編，前掲書，69—84ページ）。
- 7) Vgl. Otto Neuloh, Mensch und Gesellschaft im Leben und Denken von Zwiedineck-Südenhorst, in: Otto von Zwiedineck, Mensch und Gesellschaft, aus dem Nachlass Otto von Zwiedineck-Südenhorst, bearbeitet von Otto Neuloh, Erster Band, Berlin 1961, S. 21—87.
 - 8) Ladislaus von Bortkiewicz, Der Begriff “Sozialpolitik”, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, III. Folge, 17. Band, 1899, S. 332—349.
 - 9) Ignaz Jastrow, Sozialpolitik und Verwaltungswissenschaft—Aufsätze und Abhandlungen—, Bd. I: Arbeitsmarkt und Arbeitsnachweis, Gewerbeberichte und Einigungsämter, Berlin 1902.
 - 10) R. van der Borch, Grundzüge der Sozialpolitik, Leipzig 1904.
 - 11) Leopold von Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, 1. Auflage, Leipzig 1910.
 - 12) Otto von Zwiedineck-Südenhorst, Sozialpolitik, Leipzig und Berlin 1911. 拙稿「オットー・フォン・ツヴィーディネックの社会学的社会政策論」（『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』昭和55年，273—294ページ）。
 - 13) L. v. Wiese, a. a. O., S. 12—3 u. 27.
 - 14) Ebenda, S. 7.
 - 15) Ebenda, S. 27.
 - 16) Ebenda, S. 29.
 - 17) Otto von Zwiedineck-Südenhorst, a. a. O., S. 38.
 - 18) 大河内一男『社会政策論の史的展開』有斐閣，昭和47年，43ページ。
 - 19) 拙稿「第一次大戦前ドイツにおける社会学的社会政策論の形成」（津田真澄・山田高生編，前掲書，155ページ）。
 - 20) マックス・ウェーバーについては，マリアンネ・ウェーバー編『マックス・ウェーバー 社会学・社会政策論集』（Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, herausgegeben von Marianne Weber, Tübingen 1924.）に収録されている工業労働者調査関係の論稿，社会政策学会の討論，およびJ・ヴァインケルマン編『マックス・ウェーバー 政治論集』（Max Weber, Gesammelte Politische Schriften,

れた。

社会政策の主体としての国家は、もはや市民社会を越えた存在ではなく、むしろその一集団として、しかし社会の諸利益集団のインタレストを調整するという仕方での全体利益の追求という点に独自の役割が見出された。では、現代の社会政策論にもつながるこのような社会政策の主体と対象の認識が、いかなる社会政策的現実の中から生まれてきたのであろうか。マックス・ウェーバーも弟のアルフレット・ウェーバーも、またテニエスも、——ツヴィーディネックやヴィーゼのように新しい社会政策論の確立に向わなかったものの——当時のドイツの社会政策的現実に強い関心を寄せていたが²⁰⁾、彼らは社会学者としての目で、現代にも連なるどのような時代の変化をビスマルク失脚後の現実のなかに見い出していたのであろうか。われわれは次に、このような社会学的社会政策論が生まれてきた社会的経済的背景について考察を試みておきたいと思う。

- 1) 経済企画庁国民生活政策課編、前掲書、16ページ。
- 2) 同上書、15ページ。
- 3) Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, Akademische Antrittsrede, Freiburg i. Br. u. Leipzig 1985, in: Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, 3. Aufl., hrsg. v. Johannes Winckelmann, Tübingen 1971, S. 1–25. マックス・ウェーバー、中村貞二訳「国民国家と経済政策」（中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦訳『マックス・ウェーバー 政治論集 I』みすず書房、1982年、37–62ページ）。
- 4) Werner Sombart, *Ideale der Sozialpolitik*, in: *Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik*, 10. Bd., Berlin 1897, S. 1–48. ウェルナー・ゾンバルト、戸田武雄訳『社会政策の理想』昭和14年、1–136ページ。
- 5) 山田高生「第一次大戦前ドイツにおける社会学的社会政策論の形成」（津田真澄・山田高生編『社会政策の思想と歴史——大陽寺順一教授還暦記念論文集——』千倉書房、昭和60年、135–159ページ）参照。
- 6) 大陽寺順一「西ドイツ総合社会政策論の生成とその源流」（飯田鼎・大陽寺順一・牧野富夫編『社会政策の現代的課題——小林巧教授還暦記念論集

階級として特徴づける，所有と教育に従って特殊化された，社会生活の自由なグループに対する国家の政策である」と言われる¹³⁾。この場合国家の任務を「その所属者の間に権力を配分することによって，他のすべての社会生活の目的にとって必要な秩序を維持すること」と規定するならば¹⁴⁾，社会政策は社会階級の利害の調停を目的とする国家の政策を意味する。具体的には，社会の一定の階級，とりわけ職業上非独立の階層（工業労働者，農業労働者，家内労働者，女子労働者，職員，下級官吏）に対する積極的な助成の諸方策と，社会的闘争に対するすべての方策，とりわけその要求と主義主張とが国民全体にとって危険とみえる一定の階級を阻止し抑制するような試みはすべて，社会政策に属する¹⁵⁾。「あらゆる社会政策にとって特徴的なことは，」——とヴィーゼは言う——「社会政策が社会階級の関係に影響を及ぼすという目的を持つことと，国家社会政策にとって原則のうえでも理想のうえでも全体利益がすべての方策の目標であることである。¹⁶⁾」ヴィーゼと並んで社会学的社会政策論の創始者の一人に数えられるツヴィーディネックも，「社会政策とは，社会目的の永続的達成の確保にむけられた政策である」と定義した¹⁷⁾。抽象的で無内容な，可能な限り価値判断の混入を避けようと努めたこの概念規定こそ，社会学的社会政策論の重要な特徴をなしているわけだが¹⁸⁾，そこに含意されているものは，第1に，なにかある国家目的ではなく，社会そのものの内部における諸階級の調和的發展を社会全体の給付能力の増進によって確保すること，第2に，社会（とりわけ市民社会）から脱落した階級を再び社会のなかに統合すること，あるいはそのような階級が生じないように事前に対応することであった¹⁹⁾。ここに見られるように，ヴィーゼやツヴィーディネックの社会政策概念では，倫理派社会政策論におけるような市民社会を越えた君主制的倫理国家ともその政策対象としての「衰れた労働者階級」とも異なって，社会政策の主体は労働者階級もその一部に含むところの多元的社会の社会諸階層や社会諸集団のインタレストを調整し，調和させる機能をもつとして認識さ

漸次的廃絶（1910～20年代当時の用語でいう「社会化」）とかが社会問題解決の処方として提唱された。」⁸³しかし総合社会政策論が「ドイツ社会政策の考え方」としてここに挙げているのが、具体的にはおそらく、1つは「社会政策の倫理派」と呼ばれる講壇社会主義者（Kathedersozialisten）の社会政策思想と、他は社会民主党および自由労働組合系の経済民主主義（Wirtschaftsdemokratie）のそれを指していると解すると、この見方は「ドイツ社会政策の考え方」をあまりにも画一的に捉えすぎているのではあるまいか。実はドイツでは、前世紀末の1890年以降、若き日のマックス・ウェーバー⁸⁴とウェルナー・ゾンバルト⁴⁹に触発されて新しく社会学的社会政策論が登場しており⁵¹、この社会政策論はそうした総合社会政策論が捉えている意味での「ドイツ社会政策の考え方」とは基本的に異なる方向を有していた。しかもそれは、その後ヴァイマル期に全盛期を迎え、さらに、イギリスのソーシャル・ポリシー論およびその亜流であるわが国の総合社会政策論と類似の思想圏に属すると言われる戦後西ドイツのゲゼルシャツフツポリティーク論に流れ込む源流⁶¹をなしていたのであって、その限りで社会学的社会政策論こそ「ドイツ社会政策の考え方」を代表するという主張も成立しうるのである⁷¹。わが国の総合社会政策論者の勉強不足はともかくとして、問題はこの時期に登場した新しい社会学的社会政策論がどのような意味を持っていたかにある。

社会学的社会政策論は、1890年代末から1900年代のはじめにかけてフォン・ボルトキューヴィチ⁸⁵、イグナーツ・ヤストロー⁸⁶、ファン・デア・ボルヒト¹⁰¹らによる倫理派社会政策論からの離陸期を経て、1910年前後のフォン・ヴィーゼ¹¹¹、オットー・フォン・ツヴィーディネック＝ジュージェンホルスト¹²¹にいたって確立をみた新しい社会政策論である。それは、社会政策をもはや倫理的にあるいは道義的に基礎づけるのではなく、いわば社会関係的基礎づけともいうべき方向を有していた。ヴィーゼによれば、「社会政策とは、社会（Gesellschaft）に対する、すなわち、われわれが社会

体と対象の問題が現れたのであろうか。われわれはまず、この時期にドイツ社会政策思想史上にはじめて登場した社会学的社会政策論について考察することから始めたい。

- 1) 経済企画庁国民生活政策課編『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理』（総合社会政策基本問題研究会報告書）昭和52年。社会経済国民会議『総合的福祉政策の理念と方向——日本型福祉社会の提唱』昭和53年。
- 2) 相沢与一「社会政策論総合化の問題所在——『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理——』批判をつうじて——」（西村裕通・松井栄一編『福祉国家体制と社会政策』社会政策学会・研究大会叢書、第Ⅱ集、1981年、107—124ページ）。
- 3) 大陽寺順一「総合社会政策論の再構成への一試論」（西村・松井編、同上書、45—68ページ）。
- 4) 武川正吾「労働経済から社会政策へ——社会政策論の再生のために——」（社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会、1985年、3—32ページ）参照。
- 5) 経済企画庁国民生活政策課編、前掲書、16ページ。
- 6) 同上書、48ページ以下の「社会計画」に関する叙述を見よ。
- 7) 大河内一男『社会政策（総論）』改訂版、有斐閣、昭和48年、22ページ。

二 ドイツにおける社会学的社会政策論の成立

わが国の総合社会政策論は、自らの立場を「英米流の系譜を継ぐもの」として位置づけ、その社会政策概念を「ドイツ社会政策の考え方と根本的に異なり、市場経済の機能を前提としたうえで、市場行動によっては充足されえない物的および社会的な欲求充足機会を政府の活動によって作り出すこと」と規定している¹⁾。その場合「ドイツ社会政策の考え方」としてイメージされていることは、次のようなものであった。「例えば、1870年代から20世紀初頭にかけてドイツ歴史学派によって担われた「社会政策」（Sozialpolitik）思想がある。ここでは、社会問題は利潤を指向する私企業活動の倫理的な「悪」に起因するものとされ、これに対して国家を倫理的、道義的な悪の救済者として位置付けるとか、国家の手による私企業制度の

民主主義的合意形成と政策主体の官僚的専門家的中立性の仮面のもとで、どの方向への政策形成が意図されているか不明である。この点で、かつて大河内一男教授によって述べられた次の言葉が想起される必要があろう。

「社会政策は、明らかに、資本の活動やその営利精神の発揮に対して、外から一定の掣肘を加えるところの経済外的強制として現れるために、社会政策は、その本質上、資本経済の原理や精神とは対立するもの、少なくとも資本と労働の階級的対立に対して「中立の」第三者的立場を代表する政策として現れる。社会政策の主体が国家だと言われる場合、多く国家はこのような「第三の」立場を代表する中立的性格のものであると観念されているが、実は此処に、社会政策に対する誤解の根源がひそんでいるのである。それはいかなる意味においてであるか。」⁷⁾ ここから大河内教授が、「社会的資本」の概念を用いて、「総体としての資本の意志の執行人」たる国家が「近世社会政策の主体として登場」する必然性を説明したことは周知のことに属するが、今われわれに問われているのは、そのような個別資本との対抗関係としての側面からばかりではなく、さまざまな社会階層の利害の錯綜する市民社会との関係から、これを統括すべき役割を担った国家の諸機能を明らかにするという問題であろう。現代国家はその内包する社会諸階層の多様なインタレストを越えていかにして相対的自立性を獲得しうるか、そのもとの「国家と社会」との関係は如何、そこから社会の秩序維持政策としての国家およびその下部機構の社会政策をいかに導出しうるかという問題の解明にある。

「ポザドフスキの社会政策」という馴染みの薄いテーマの研究課題は、こうした今日の社会政策論が当面する理論的課題としての社会政策主体論と対象論へアプローチするための予備的作業として、まさしくこのような問題が最初に社会的問題として提起された前世紀末から今世紀初頭の世紀転換期におけるドイツの国家社会政策の展開について考察することにある。ではこの時期のドイツに、何故そしてどのような形をとって社会政策の主

でなく、個々人のニーズへの対応策からソーシャル・ミニマム以下の社会的弱者への福祉にいたるまでの国民の全階層に政策対象を拡大した。こうした政策対象の拡大化は、今日の高齢化社会のもとでの年金・医療保険等の社会保障の一般化という社会的要請に対応したものであって、社会政策を階級政策としての労働力政策に限定して捉えようとする従来の考え方に基本的な変更もしくは修正を求めるものであった⁴⁹。とはいえ、社会政策の政策対象を個人のニーズに解消してしまうことも問題なしとしないのであって、おそらくこれからは個人と階級の接点としての社会階層の問題こそ、社会政策の対象論の重要な問題領域をなすのではないかと思われるのである。社会政策の主体に関しても、同様な問題状況にある。伝統的な社会政策論における「倫理的國家」(講壇社会主義)も、また「社会的総資本」(大河内理論)も、それぞれの内容は異なるとしても、いわば「上からの」國家社会政策論として展開されたのに対し、総合社会政策論では、個々人のニーズを基礎に地域住民の合意による政策形成が目指され、政策主体の拡散化とともに政府の役割の限定性が標榜された。そこでは、「市場経済の機能を前提としたうえで」⁵⁰ という形で「社会」そのもの自立性が認識されており、それはおのずから従来の伝統的な國家社会政策論への問題提起をなしていたのである。けだしそれが「福祉社会」と表現されようが、また「市民社会」と表現されようが、一つの自立的社会の自己展開の中から國家の存在とその一機能としての國家社会政策が説明されるのでなければならぬのに、大河内理論にもまたその後展開された社会政策本質論争においてもこの視点が欠落していたからである。とはいえ総合社会政策論におけるように、政策主体拡散化や政府の役割の限定ということで、主体の政策意図や政策手段の選択基準を曖昧にしたままで、いわば無色透明の中立性を主張しようと思うなら、それは自己欺瞞と言うほかない。因みにこの総合社会政策論では、自治省の唱導する地域のコミュニティ政策と結び付いて、官庁主導の誘導型政策形成が意図されていたが⁵¹、「下からの」

ポザドフスキの社会政策 序論

山田 高生

- 一 はじめに
- 二 ドイツにおける社会学的社会政策論の成立
- 三 ビスマルク失脚後の国家と社会
- 四 むすび
- 五 「ポザドフスキの社会政策」研究のための基本文献

一 はじめに

英米流のソーシャル・ポリシー論の影響下に形成されたわが国の総合社会政策論¹⁾は、自由主義的な自助の概念と政策諸手段の統合化とを旗印として、第1次オイル・ショック後ににわかに登場し、低経済成長下における社会政策のあり方を示すものとして注目された。その後この理論は、官庁主導型社会政策論としての本性を露呈し、「福祉切り詰め」あるいは「福祉切り捨て」の理論という批判をうけたが²⁾、そのような批判からもうかがえるように、それは国家財政赤字を理由に国家の果たすべき社会的責任を民間の自助努力に転嫁するための理論的正当化の役割を果たしたにすぎないことがやがて明らかになった。またそれは、理論的にも看過すべからざる欠陥を有していることが大陽寺教授の論文³⁾によって指摘された。しかしそれにも拘らず、この理論には従来のわが国の労働政策中心の伝統的な社会政策論に対する基本的な問題提起が含まれていたことも否めない事実であろう。わが国の伝統的な社会政策論が、ドイツの社会政策論（倫理派社会政策論および社会民主主義的社会政策論）とマルクス主義経済学の影響のもとで独自の政策対象として「労働力」概念を確立してきたことは周知のごとくであるが、新たに登場した総合社会政策論は、労働者階級ばかり